

愛媛型農林漁家民宿開業マニュアルの主な改正内容

R4.4.1 改正

○規制緩和措置一覧、国の規制緩和の概要 消防法の修正 (P3、9)

※消防法については、「平成 29 年 3 月 23 日付け消防予第 71 号通知」の内容の反映漏れのため今回修正。

≪P3≫表「農林漁家民宿に係る主な規制緩和措置一覧」のうち消防法 (旧)

	簡易宿所	
	居宅以外	居宅
	通常の民宿	農林漁家民宿 愛媛型
消防法	消火器、誘導灯・誘導標識、防災物品、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備等の設置 ※面積等により必要な設備が異なる。	従来、住宅の用に供されていた家屋であって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると消防長または消防署長が認める場合は、誘導灯・誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備について緩和される場合がある。【H19.1.19国通知】

↓

(新)

消防法	建物の用途、収容人員数及び面積等により規制が異なる。 ・防火管理者の選任が必要となることがある。 ・防災対象物品の使用が必要となることがある。 ・設置が必要な消防用設備等(消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識等)が異なる。	従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、特定の要件に適合し、管轄の消防長又は消防署長が火災予防上支障ないと認める場合※に、「誘導灯」及び「誘導標識」の設置が緩和されることがある。【平成29年3月23日付け消防予第71号通知】 ※P13～15に記載されている管轄の消防本部等により確認
-----	---	---

≪P9≫国の規制緩和の概要のうち④消防法

(旧)

④【消防法】 消防用設備等の設置基準の柔軟な対応 農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け	→	(平成19年1月19日付け通知) 地元消防長又は消防署長の判断により、一定の要件を満たせば、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が緩和される場合がある。
---	---	--

↓

(新) 【規制の内容】

【農林漁家民宿における規制緩和】

④【消防法】 消防用設備等の設置基準の柔軟な対応 農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け	→	(平成29年3月23日付け通知) 特定の要件に適合し、管轄の消防長又は消防署長が火災予防上支障ないと認める場合※に、「誘導灯」及び「誘導標識」の設置が緩和されることがある。 ※P13～15に記載されている管轄の消防本部等により確認
---	---	---

○国の規制緩和の概要 農地法の修正 (P9)

※農地法については、平成28年4月1日施行の農地を所有できる法人の呼称の変更(「農業生産法人」→「農地所有的確法人」)の反映漏れのため修正。

≪P9≫国の規制緩和の概要のうち⑥農地法
(旧)

⑥【農地法】 農地所有適格法人の業務に民宿経営等を追加 (平成17年9月1日付け全国展開)

民宿経営は農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外



農地所有適格法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加



(新)【規制の内容】

【農林漁家民宿における規制緩和】

⑥【農地法】 農地所有適格法人の業務に民宿経営等を追加 (平成17年9月1日付け全国展開)

民宿経営は農地所有適格法人の行う農業関連事業の範囲外



農地所有適格法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加

○組織改称、改変に伴う相談窓口の修正 (P13~15)

(旧) 相談窓口

- ・今治市農林振興課農業振興係
- ・今治市都市建設部建築課、都市政策課
- ・上島町産業振興課農林振興係



(新)

- ・今治市しまなみ振興局しまなみ振興課
- ・今治市建設部建築課、都市政策課
- ・上島町農林水産課農林振興係

○許認可手続き等について

≪P24≫旅館業法に関することの修正・・・書きぶりの修正

(旧)

【主な構造設備基準等】

- ・居宅：「居宅」であること。

【手続き】

- ・旅館業営業許可申請

許可申請手数料：22,000円

旅館業営業許可申請書、同申請書添付書類（①農林漁家民宿認定書、②営業施設の構造設備の概要を記載した書類、③疎明書、④法人にあっては定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書、⑤図面 [事前相談で用いたもの]、⑥水道水以外の湯水を浴用に供する場合は原水の水質検査成績書）及び、消防法令適合通知書の交付(P27)を受け、その写しの添付が必要。

↓

(新)

【主な構造設備基準等】

- ・客室：定員に応じた延床面積が必要であること。

【手続き】

- ・旅館業営業許可申請

許可申請手数料：22,000円

旅館業営業許可申請書、同申請書添付書類（①農林漁家民宿認定書、②営業施設の構造設備の概要を記載した書類、③疎明書、④法人にあっては定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書、⑤図面 [事前相談で用いたもの]、⑥水道水以外の湯水を浴用に供する場合は原水の水質検査成績書）及び、必要に応じて消防法令適合通知書(P27)、確認済証・検査済証（P28）の交付を受け、その写しを添付。

《P25》食品衛生法に関することの修正・・・料金及び書きぶりの修正
(旧)

【主な施設基準等】

- ・手洗設備：調理場内に従事者専用の手洗設備を設置すること。

【手続き】

- ・食品営業許可申請
新規申請手数料：16,000円、5年毎に更新申請手数料が必要：14,400円
- ・食品衛生責任者設置届
指定された講習を受講：受講料[資格取得時:5,000円(養成講習)、更新時:2,000円(実務講習)]

↓

(新)

【主な施設基準等】

- ・手洗設備：調理場内に従事者用の手洗設備を設置すること。なお、水栓は洗浄後の手指の汚染が防止できる構造であること。

【手続き】

- ・食品営業許可申請
新規申請手数料：18,000円、5年毎に更新申請手数料が必要：16,200円
- ・食品衛生責任者設置届
指定された講習を受講：受講料[資格取得時:集合型7,000円、e-ラーニング10,000円(養成講習)、更新時:2,000円(10月1日から2,500円)(実務講習)]

≪P26≫水質汚濁防止法に関することの修正・・・書きぶりの修正
(旧)

【特定施設について】

- ・「厨房施設」、「洗たく施設」、「入浴施設」が特定施設となります。

【手続き】

- ・事前相談

※開業の60日以上前（工事を伴う場合は、工事の60日以上前）に提出する必要があります。開業期日を決めてご相談ください。なお、「早期着工要望書」の提出があれば、使用開始までの期間を2週間程度に短縮することは可能です。

※住宅宿泊事業の用に供する「厨房施設」、「洗たく施設」、「入浴施設」は対象外であり、「特定施設設置届出書」を提出する必要はありません。

届出の要否については、具体的な事業計画を確定後、最寄りの保健所環境保全課等にご相談ください。

【その他】

- ・保健所での審査終了後、特定施設設置届出書に記載した使用開始予定日から営業を開始できます。

↓

(新)

【特定施設について】

- ・「ちゅう房施設」、「洗濯施設」、「入浴施設」が特定施設となります。

【手続き】

- ・事前相談

※開業の60日以上前（工事を伴う場合は、工事着工の60日以上前）に届出書を提出する必要がありますので、開業期日を考慮してご相談ください。

※住宅宿泊事業の用に供する「ちゅう房施設」、「洗濯施設」、「入浴施設」は対象外であり、「特定施設設置届出書」を提出する必要はありません。

届出の要否については、具体的な事業計画を確定後、最寄りの保健所環境保全課等にご相談ください。

【その他】

- ・保健所からの審査終了通知を受領後、営業を開始（工事を伴う場合は着工）できます。